

限度額適用区分記載についての重要なお願い

高額療養費制度に該当する可能性のある方は、療養補助金請求時に必ず限度額適用区分の記載をお願いします。

特に下記の方は、限度額適用区分の記載がない場合は給付金計算ができません。
区分確認ができるまで給付が滞ることをご理解ください。

☆ 69歳以下の方（学校共済の方を除きます）で

いち医療機関ひと月で57,600円（19,200点）を超える場合 → 区分 ア・イ・ウ・エ・オ の記載

☆ 70歳以上で3割負担（現役並み負担）の方で（平成30年8月診療分以降）

ある月の窓口支払額合計が80,100円（26,700点）を超える場合 → 区分 I・II・III の記載

「高額療養費制度」一覧表

○ 医療機関や薬局の窓口で支払う医療費がひと月（暦月：1日から末日）で上限額を超えた場合、その超えた額を支給する制度

年齢	所得区分	負担	ひと月上限額 【医療機関ごと】 但し、同じ月の別の医療機関で21,000円以上なら合算できる
69歳以下	ア 年収約1160万円～ 健保：標報83万以上 国保：所得901万円超	3割	・ 252,600円+(医療費-842,000円)×1% (過去12ヶ月以内に高額該当4回目から140,100円)
	イ 年収約770～約1160万円 健保：標報53～79万 国保：所得600万～901万円		・ 167,400円+(医療費-558,000円)×1% (過去12ヶ月以内に高額該当4回目から93,000円)
	ウ 年収約370～約770万円 健保：標報28～50万 国保：所得210万円～600万円		・ 80,100円+(医療費-267,000円)×1% (過去12ヶ月以内に高額該当4回目から44,400円)
	エ 年収～約370万 健保：標報26万以下 国保：所得210万以下		・ 57,600円(19,200点) (過去12ヶ月以内に高額該当4回目から44,400円)
	オ 住民税非課税		・ 35,400円(11,800点) (過去12ヶ月以内に高額該当4回目から24,600円)

* 標報：標準報酬月額

(平成30年8月診療分以降)

保険診療によるひと月（暦月：1日から末日）の窓口支払額を医療機関をまたいですべて合算できる

年齢	所得区分		負担	ひと月上限額	
				外来のみ	入院がある場合の、ひと月上限額
70歳以上	現役並み	III 年収約1160万円～ 標報83万以上/所得690万以上	3割	・ 252,600円+(医療費-842,000円)×1% ・ 過去12ヶ月以内に高額該当4回目以降 140,100円	・ 57,600円(28,800点) ・ 過去12ヶ月以内に高額該当4回目以降 44,400円(22,200点)
		II 年収約770万円～約1160万円 標報53万以上/所得380万以上		・ 167,400円+(医療費-558,000円)×1% ・ 過去12ヶ月以内に高額該当4回目以降 93,000円	
		I 年収約370万円～約770万円 標報28万以上/所得145万以上		・ 80,100円+(医療費-267,000円)×1% ・ 過去12ヶ月以内に高額該当4回目以降 44,400円	
	一般	年収156万円～約370万 標報26万以下 所得145万未満	2割・1割	18,000円 〔年間上限 14万4千円〕	・ 57,600円(28,800点) ・ 過去12ヶ月以内に高額該当4回目以降 44,400円(22,200点)
		II 住民税非課税世帯			
非課税等	I 住民税非課税世帯	1割	8,000円	・ 15,000円(7,500点)	

☆ 75未満の1割負担について……昭和19年4月1日以前の誕生者のみ

* 標報：標準報酬月額